

杉並区在宅重症心身障害児(者)レスパイト等 訪問看護事業のご案内

在宅の重症心身障害児(者)や医療的ケアを要するお子様を介護されているご家族等の一時休養や就労支援等を図ることを目的に、区と契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅または学校等に出向き家族に代わってケアを行います。

1 対象者

杉並区に住所を有する ①または②に該当する方が対象です。

①在宅の重症心身障害児(者)

重症心身障害とは、18歳までに発症した重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)と重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度)が重複している状態(大島分類の1から4に該当)の方が該当です。

②日常生活を営むうえで医療的ケア(裏面参照)を受けることが不可欠である児童(高等学校に通う18歳以上を含む)

2 サービス内容

①派遣先

- ・ご自宅
- ・学校等 この場合、ご家族が利用する施設へ「在宅レスパイト等訪問看護事業受入れ確認書」を提出し、施設長に承認を得てください。ご家族は、確認書を区に提出してください。(確認書様式については担当者までお尋ねください)

②利用時間

- ・1回につき2時間～4時間までの30分単位、年間288時間までで利用できます。(看護ステーションの状況によって日時や回数等ご希望に添えない場合があります)

③利用者負担額

- ・訪問看護利用料は、無料です。



(二次元コード)

3 利用の流れ

- ①相談
 - ・利用を希望される方は、障害者施策課障害者保健担当(下記、問合せ先)までご相談下さい。
- ②申請
 - ・利用申請書及び主治医意見書を提出いただきます。該当と判断した場合、利用対象者として登録します。
- ③登録決定
 - ・区で該当と判断された場合、利用対象者として登録し、「登録決定通知書」を郵送します。
 - ・登録時の主治医意見書作成にかかる費用は、3,000円を上限に助成します。(別途、申請手続が必要です)
- ④予約
 - ・登録決定後、ご家族は訪問看護ステーションへ直接予約をして利用を開始してください。
 - 訪問看護ステーションの一覧や各種申請様式は右上の二次元コードからホームページでご確認できます。
 - *一覧にない事業所の利用をご希望の場合は、以下お問い合わせ先まで事前にご相談ください。

■問合せ先■

杉並区役所 保健福祉部 障害者施策課 障害者保健担当
杉並区 阿佐谷南1-15-1 ☎ 03(3312)2111 内線1148



| 医療的ケアの内容(以下のいずれかのケアを受けていること。) | |
|---|---------------------|
| ① | 人工呼吸器管理 *1 |
| ② | 気管内挿管、気管切開 |
| ③ | 鼻咽頭エアウェイ |
| ④ | 酸素吸入 |
| ⑤ | 6回/日以上 of 頻回の吸引 |
| ⑥ | ネブライザー 6回/日以上又は継続使用 |
| ⑦ | 中心静脈栄養(IVH) |
| ⑧ | 経管(経鼻・胃ろう含む。) |
| ⑨ | 腸ろう・腸管栄養 |
| ⑩ | 継続する透析(腹膜灌流を含む。) |
| ⑪ | 定期導尿(3回/日以上)*2 |
| ⑫ | 人工肛門 |
| *1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。 | |
| *2 人工膀胱を含む。 | |

杉並区重症心身障害児(者)レスパイト等訪問看護事業Q&A

| | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 1 | しばらくの間、区のレスパイト訪問看護事業を使っていなかったが再開したい場合、新たに申請が必要か？ | 登録の取り消しをしていなければ、改めての申請は不要です。医療的ケアや病状が変更している場合に医師意見書を再提出していただく場合があります。 |
| 2 | 愛の手帳及び身体障害者手帳を取得していない場合、利用できないのか？ | 【重症心身障害児(者)】 区が大島分類医1～4に該当すると判断した場合は可能です。 【医療的ケア児】 上記の表に定める医療的ケアが必要な状態であれば可能です。 |
| 3 | 利用者は医療機器を使用している者に限られるか？ | 原則、医療機器を使用している方に限られます。ただし、医療機器を使用していない場合でも、訪問看護師による見守り等が必要であると判断した場合は、利用可能とします。 (例)頻回なけいれん発作を起こすため、訪問看護師による服薬管理、見守りが必要等 |
| 4 | 新規申請時に訪問看護を受けていない場合も申請可能か？ | 可能です。 |
| 5 | 在宅(テレワーク等)中も利用できるか？ | 可能です。 |
| 6 | 就労支援で使用する場合、就労証明書は必要か？ | 就労証明等の提出は不要です。 |
| 7 | 利用者1人につき複数個所の訪問看護ステーション等を利用することは可能か？ | 可能です。 |
| 8 | 利用者のケアに看護師2名で対応しなければならない場合、2名の派遣を認めても良いか？ | 原則、1回あたり看護師1名とします。やむを得ない場合は、2倍の時間を要したとみなします。 |
| 9 | 急遽、キャンセルになった場合、キャンセル料は補助対象となるか？ | 訪問看護部分のキャンセル料は補助対象外となります。 |